

放送サークル 活動規約

第1条 本団体は、放送サークルと称する

第2条 本団体は、活動を通しての発話能力の向上によって、自身の可能性を広げていくことを目標とする。

第3条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議にて改選する。但し、再任を妨げない。

部長 1名 … 本団体を代表する。

副部長 1名 … 部長を補佐し、会計事務を処理する。

第4条 本規約に定めのない事項については全部員の協議により決する。

第5条 本規約は、全部員の協議により改廃される。

附則

この規約は平成19年10月5日から施行する。

この規約の一部を改正し、平成28年4月1日から適用する。